

## 市第 133 号議案

### 「水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例」の制定について

#### 1 趣旨

水防法の一部改正に伴い、浸水想定区域内において浸水防止を図る必要があるものとして市防災計画に名称及び所在地を定める施設に、条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場等の施設（申出があったものに限る。）が加えられたことから、本市における大規模な工場等の用途及び規模の基準を定める条例を制定するものです。

#### 【参考】

##### 水防法 第15条

市町村防災会議は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(第一号、第二号省略)

#### 三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(イ、ロ省略)

ハ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

#### 2 国土交通省令で定める参酌すべき基準

##### 水防法施行規則第3条

法第15条第1項第3号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものであることとする。

#### 【参考：国の基準の規定方法】

「社会経済活動に著しい影響を及ぼす事業所」等を想定して、用途については地域により産業構造等が異なることから幅広く「工場、作業場又は倉庫」と規定し、規模については経済産業省工業統計資料等を基に全国の工場の延べ面積規模ごとの製造品出荷額等を推計し、全国総額の1/2程度をカバーする規模として「10,000㎡以上」を参酌基準として規定

#### 3 本市の基準について

##### (1) 用途

国の基準と同様、「工場、作業場、倉庫」とします。

##### (2) 規模

延べ床面積5千平方メートル以上のものとします。

なお、工場、作業場、倉庫の個々が5千平方メートルに満たなくても、同一敷地内に複数の工場等がある場合は、合算して5千平方メートル以上となるものは対象とします。

### ※ 規模を5千平方メートル以上とする理由

- ① 1万平方メートルに満たない施設にも、電子部品工場や通信機器工場、大手物流業者の物流センター等産業を支える工場などがあること
- ② 大規模な工場その他の施設については、施設所有者等から申出があった場合に限り地域防災計画に名称及び所在地を規定するので、施設に過重な負担となるものではないこと  
→ 「大規模」な工場等という趣旨を踏まえつつ、国の基準よりも幅広く申出ができるよう、延べ面積が5千平方メートル以上のものとします。

なお、国の参酌基準と同様の1万平方メートル以上とした場合でも、本市における製造品出荷額等の1/2以上をカバーできますが、これを5千平方メートル以上まで対象を拡大すると、市内の約7割までカバーすることが可能となります。

### 【参考：浸水想定区域内の工場、作業場、倉庫の数】

延べ床面積1万平方メートル以上のもの	約40施設
延べ床面積5千平方メートル以上のもの	約90施設

### ※ 国の定める参酌基準との関係

国土交通省によれば、地域の実態を踏まえ用途の追加や限定、延べ面積の基準を変更することは可能であるとの回答を得ています。

## 4 条例で定める基準に該当する施設が申出を行った場合の措置

- (1) 横浜市防災計画「風水害等対策編」に施設の名称・所在地を規定し洪水予報等の伝達方法を定めます。

市（区役所）は、これに基づいて、施設の所有者等へ直接、洪水予報等を伝達します。

- (2) 名称・所在地が規定された施設は、次のような措置をとるよう努めることとなります。

	大規模工場等（申出のあった施設のみ）
施設への措置の義務付け	努力義務
施設の措置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 浸水防止計画の作成</li><li>・ 訓練の実施</li><li>・ 自衛水防組織の設置</li></ul>

## 5 施行期日

施行期日については、今回の水防法改正等の内容についても盛り込み、修正を行いました市防災計画「風水害等対策編」の運用開始に合わせ平成26年4月1日とします。

なお、施行までの間は、水防法改正の趣旨を含め、対象となる施設が浸水防止の取組を進められるよう周知啓発を行っていきます。